

計 画 年 度
令和3年度～令和12年度

静岡県における獣医療を提供する体制の整備を図
るための計画書

令和4年1月

静 岡 県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための静岡県計画	1
1 獣医療提供の現状と課題	
2 獣医療提供体制整備のための静岡県計画の基本方針	
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設および主要な診療機器の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
3 産業動物診療施設の各地域における整備目標	
第2 獣医師の確保に関する目標	7
1 産業動物獣医師の確保目標	
2 県職員における獣医師の確保について	
3 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	8
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	8
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
4 衛生検査機関との業務の連携	
5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供	
第5 診療上必要な技術の研修の実施	
その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	9
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	10
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の普及・啓発等	
3 広報活動の充実	
4 診療施設の整備	
5 野生鳥獣への対応	

獣医療を提供する体制の整備を図るための静岡県計画

計画年度 令和3年度～令和12年度

1 獣医療提供の現状と課題

静岡県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上等に大きな成果をあげてきた。

一方、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の大規模な発生や薬剤耐性菌の増加により、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に関する取組みを担う獣医師の養成・確保が必要となっている。

このような状況の中、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき策定された「静岡県酪農・肉用牛生産近代化計画書」(平成28年3月)及び家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づき策定された「静岡県の家畜及び鶏の改良増殖計画」(平成28年3月)を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じて、家畜伝染病的確な防疫措置、飼養管理技術の高度化・低コスト化による畜産経営の育成・確保、さらに、産業動物獣医師の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることが求められている。

しかし、産業動物分野においては、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入減少等の課題が継続しており、生産者及び消費者の期待にこたえる産業動物獣医療を提供するためには、獣医療提供体制の整備が必要となっている。

一方、犬、猫、小鳥等一般家庭で飼育される動物(以下「小動物」という。)の分野における獣医療については、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化しており、動物愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識が広がり、チーム獣医療の提供の必要性が高まっている。

2 獣医療提供体制整備のための静岡県計画の基本方針

本県の獣医療が今後とも畜産業の発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくため、以下の点に留意して、獣医療を提供する体制の整備を図る。

(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療を提供する体制の確保

今後、畜産農家の飼養規模の一層の拡大、個体能力の向上、集約的な畜産経営の進展等が見込まれる中、群管理形態の普及が進む酪農・肉用牛経営に対する集団管理衛生技術の提供、家畜伝染病の発生予防のための防疫体制の確立、発生に備えた危機管理体制の強化及び薬剤耐性菌の増加による食品の安全性等の課題に対処する必要がある。このため、農場における生産性の向上、家畜伝染病の防疫や食品の安全確保等重要な役割を担う産業動物獣医師や家畜衛生及び公衆衛生行政等に携わる公務員獣医師の確保に努め、よりの確で効率的な獣医療の提供体制の確保を図る。

(2) 獣医療関連施設の整備並びに相互の機能及び業務の連携

県内各地域において、診療及び保健衛生指導の強化を図るため、家畜保健衛生所、その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携の促進を図る。

(3) 小動物分野における獣医療の提供体制

小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供するため、診療技術向上のための研修会等への獣医師の参加を促すとともに、チーム獣医療の提供体制の整備に関する環境の整備を推進する。また、人獣共通感染症対策のために、飼育者への啓発活動を促進する。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

静岡県計画においては、産業動物に係る獣医療について、各々の診療施設の機能向上を図るとともに、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団衛生管理、畜産物安全性対策及び獣医療情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立することを基本として、診療施設の整備に関する目標を設定する。

1 診療施設および主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(ヶ所)

地域	診療施設数							備考
		県	市	農業共済組合	農業協同組合	法人等	個人開業	
東部地域	28	2	0	2	1	5	18	
中部地域	12	1	1	1	1	2	6	
西部地域	17	2	0	0	1	2	12	
合計	57	5	1	3	3	9	36	

資料：獣医療法第3条の届出（令和元年12月現在）

注：診療施設には、獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含める

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

ア 診療施設の整備状況

(ヶ所)

	開設主体	調査 施設数	施設の整備状況			備考
			検査室	手術室	解剖室	
東部地域	都道府県（家保等）	2	2	1	1	
	市町村	0	0	0	0	
	農業共済組合	2	2	0	0	
	農業協同組合	1	0	0	0	
	その他法人	5	1	0	0	
	個人開業施設	18	4	5	0	検査室と手術室が同室：5
	計	28	9	6	1	
中部地域	都道府県（家保等）	1	1	0	1	
	市町村	1	0	0	0	
	農業共済組合	1	0	0	0	
	農業協同組合	1	1	1	0	
	その他法人	2	0	0	0	
	個人開業施設	6	1	1	0	
	計	12	3	2	1	
西部地域	都道府県（家保等）	2	2	0	2	
	市町村	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	
	農業協同組合	1	0	0	0	
	その他法人	2	0	0	0	
	個人開業施設	12	0	0	0	
	計	17	2	0	2	
合計	都道府県（家保等）	5	5	1	4	
	市町村	1	0	0	0	
	農業共済組合	3	2	0	0	
	農業協同組合	3	1	1	0	
	その他法人	9	1	0	0	
	個人開業施設	36	5	6	0	
	計	57	14	8	4	

※令和元年12月家畜保健衛生所調査

イ 主要な診断機器の整備状況

産業動物のための診療機器の整備状況

家畜保健衛生所においては、自動血球計算装置、オートクレーブ等の各種機器に加え、剖検室、焼却炉等の病性鑑定のための施設を整備している。

農業共済組合、個人開業診療施設においては、血清生化学分析装置、超音波診断装置等の臨床現場で使用する機器を中心に整備を行っている。

開設主体別の診療機器の整備状況は下表のとおり。

(ヶ所)

	開設主体	機器の整備状況			
		自動血球 計算装置	血液生化学 分析装置	超音波診断 装置	エックス線 装置
東部地域	都道府県（家保等）	2	0	0	0
	市町村	0	0	0	0
	農業共済組合	0	2	7	0
	農業協同組合	0	0	0	0
	その他法人	1	0	0	0
	個人開業施設	3	0	0	0
	計	6	2	7	0
中部地域	都道府県（家保等）	1	0	0	0
	市町村	0	0	0	0
	農業共済組合	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0
	その他法人	0	0	0	0
	個人開業施設	0	0	0	0
	計	1	0	0	0
西部地域	都道府県（家保等）	1	1	3	0
	市町村	0	0	0	0
	農業共済組合	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0
	その他法人	0	0	0	0
	個人開業施設	3	2	7	0
	計	4	3	10	0
合計	都道府県（家保等）	4	1	3	0
	市町村	0	0	0	0
	農業共済組合	0	2	7	0
	農業協同組合	0	0	0	0
	その他法人	1	0	0	0
	個人開業施設	6	2	7	0
	計	11	5	17	0

※令和元年12月家畜保健衛生所調査

2 診療施設の整備に関する目標

本県の産業動物分野における診療体制は、個人開業獣医師と農業共済組合によって概ね適切な獣医療が提供されてきた。しかし、獣医師の高齢化と新規獣医師の参入が減少する傾向にあるため、獣医師の活動地域が偏在化している。今後とも、各地域の飼養状況や疾病発生状況の変化に的確に対応した産業動物獣医療の提供を推進するためには、地域の家畜衛生の中核的機関である家畜保健衛生所の機器の整備を促進するとともに、個人開業診療施設では過剰な設備投資とならないよう、診療施設間の連携・協力の下での機能分担の促進や、相互に診療施設・診療機器を利用する等、その効率的な利用を促進する。加えて、効率化を図るため、ICTの活用を検討する。

また、小動物分野については、飼育者から求められる獣医療がより専門的かつ高度化していることから、これに的確に対応できる施設の整備が望まれる。

(1) 産業動物診療施設

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、家畜伝染病予防法に基づく防疫対策を推進するとともに、疾病発生による損耗防止及び畜産物の安全性を向上するための保健衛生指導、病性鑑定の充実強化及び検査精度の向上に必要な機器の整備を図ると共に、飼養衛生管理等の確認・指導等の効率化を図るためICTの活用を推進する。また、家畜保健衛生所は各地域の産業動物獣医療の中核的機関としての機能を果たすため、機器等については診療獣医師による利用の促進に努める。

イ 静岡県農業共済組合家畜診療センター

静岡県農業共済組合家畜診療センターは、本県の産業動物診療の基幹的診療施設として、的確かつ効率的な診療に必要な機器の整備を図る。加えて、効率化を図るため、ICTの活用を検討していく。

ウ 個人開業施設

産業動物に関する個人開業診療施設については、必要に応じて家畜保健衛生所の施設・機器等を活用することにより、機器整備については、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等により、その整備の推進を図る。加えて、効率化を図るため、ICTの活用を検討していく。

(2) 小動物診療施設

小動物診療施設については、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、民間の検査施設の利用等を考慮しながら、必要な施設及び機器等について整備することが望まれる。

3 産業動物診療施設の各地域における整備目標

(1) 東部地域

東部地域においては、乳牛の飼養頭数が県内の65%を占め、主要な産地となっている。他の畜種は、肉用牛が県内飼養頭数の43%、豚27%、採卵鶏59%、肉用鶏53%

が飼養されている。

産業動物の診療は個人開業獣医師及び静岡県農業共済組合家畜診療センターが行っている。

疾病の発生状況は乳牛では生殖器病、肉牛では呼吸器病の発生割合が高く、今後ともこれらの疾病に効率的に対応するため、診療施設と東部家畜保健衛生所との連携強化を図り、ICTの活用を検討する。

(2) 中部地域

中部地域においては、乳牛の飼養頭数が県内の2%、肉用牛9%、豚7%、採卵鶏1%、肉用鶏17%が飼養されている。近年は、農家戸数・飼養頭数の減少によって広い地域に畜産農家が点在する状況にある。

産業動物の診療は個人開業獣医師が行っており、一部の農場においては他地域の個人開業獣医師が往診を行っている。

疾病の発生状況は乳牛では泌乳器病、肉牛では呼吸器病、消化器病の発生割合が高く、今後とも、診療の効率化とこれらの疾病に対応するため、診療施設と中部家畜保健衛生所との連携強化を図り、ICTの活用を検討する。

(3) 西部地域

西部地域においては、乳牛の飼養頭数が県内の33%、肉用牛48%、豚66%、採卵鶏40%、肉用鶏30%が飼養されおり、肉用牛、豚及び採卵鶏の飼養割合が高い。

産業動物の診療は主に個人開業獣医師が行っている。

疾病の発生状況は乳牛では生殖器病、泌乳器病、肉牛では呼吸器病、消化器病の発生割合が高く、今後とも、診療の効率化とこれらの疾病に対応するため、診療施設と西部家畜保健衛生所との連携強化を図り、ICTの活用を検討する。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 産業動物獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は次のとおりとする。

(単位：人)

地 域	令和2年10月現在の獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標
東部地域	29	28
中部地域	5	4
西部地域	11	11
合 計	45	43

2 県職員における獣医師の確保について

静岡県に勤務する獣医師及び、令和12年度までの退職予定者数は次のとおり。

今後とも、家畜伝染病の発生に対する危機管理体制の強化、食品の安全性向上等のため、職員の計画的な確保及び配置に努める。

(単位：人)

	令和2年10月現在の獣医師数	令和12年度までの退職予定者数
農林水産関係	84	21
保健衛生関係	77	17
その他	10	0
合 計	171	38

※退職予定者は、60歳で退職するものとした

3 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策

新規獣医師の参入の減少、診療獣医師の高齢化による引退等から獣医師数の減少がみられ、一部の地域では診療獣医師の不足もみられることから、次により産業動物診療獣医師の確保を図る。

- (1) 産業動物の獣医師の確保が困難な団体等は、必要に応じて、国の獣医師養成確保修学資金貸与事業等の修学資金制度の活用を図り、新規獣医師の確保に努める。
- (2) 県及び静岡県農業共済組合等は、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所及び静岡県農業共済組合家畜診療センター等におけるインターンシップの積極的な受入れ、獣医系大学を訪問しての公務員採用案内の継続実施等により、県内への就業を誘導する。

さらに、中学生、高校生を対象として獣医師に関する職業紹介を実施し、県内から獣医系大学への進学を誘導する。

(3) 県は、各地域における産業動物診療獣医師数や診療施設における産業動物診療実態の把握に努めるとともに、必要に応じて公益社団法人静岡県獣医師会(以下、「県獣医師会」という。)との協力の下で、求人及び求職のための情報の提供に努める。

(4) 県や静岡県農業共済組合等は、退職した獣医師等が復職しやすい環境の整備等を進め、潜在的な人材の活用に努める。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組みが必要と見込まれる地域は、次のとおり家畜保健衛生所の所管する区分ごととする。

地域区分	市 町
東部地域	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市 伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町 清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市
中部地域	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町 浜松市、湖西市

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域における家畜防疫の拠点機関として、県組織はもとより、民間獣医師、生産者、関係機関等との情報交換を積極的に行い、家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。また、静岡県飼養衛生管理指導等計画に基づき飼養衛生管理基準の遵守指導を行い、家畜の伝染病に対する防疫体制の構築を図る。豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等重要な家畜伝染病の発生に対処するため、定期的な防疫演習等の実施、初動防疫に必要な資機材の備蓄、発生を想定した農場別・地域別防疫計画の策定等を行うものとする。

県は、迅速で適切な防疫活動の実施に不可欠な資機材、重機、人員等の確保のため、関係機関・専門業者等との連携・協力体制の構築を積極的に進めるとともに、他の都道府県における家畜伝染病の発生に備え、家畜防疫員の緊急派遣体制を整備するものとする。

これらにより、県及び各地域における組織的な家畜防疫体制の確立を推進するものとする。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、家畜保健衛生所の診療機器等について、当該施設の業務に支障のない範囲において、個人開業獣医師等に対して、これらの診療機器等の効率的利用の促進を図る。また、診療等の効率化を図るため、ICTの活用を検討していく。

3 獣医療情報の提供システムの整備

家畜保健衛生所、農業共済組合、開業獣医師等は、診療及び保健衛生指導分野における情報の相互活用を促進し、収集・分析した家畜衛生情報を迅速に提供することに努める。

4 衛生検査機関との業務の連携

診療及び病性鑑定の実施のために特殊な機器や施設が必要となる場合は、民間検査機関等を活用する等、衛生検査機関との業務の連携を促進する。

5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

診療施設の廃止、家畜飼養頭数の減少等によって診療の提供が困難となった地域に対する獣医療の提供体制については、近隣診療施設の対応を求めるとともに、家畜保健衛生所の巡回による保健衛生指導の推進を図る。また、遠隔地等の診療等の効率化を図るため、ICTの活用を検討していく。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医師は、飼育者が求める獣医療を的確に提供するため、次に掲げる各種研修を積極的に受講し、新しい獣医療技術・知識の習得と技術の向上に努める。

1 産業動物分野

(1) 産業動物獣医療が畜産業の振興に加え食品の安全性向上の観点からも重要であることから、県、静岡県農業共済組合、県獣医師会等は、獣医療に関する法令、食品の安全性等に関する知識・技術習得のための研修会、講習会の開催に努めるとともに、開催状況の情報提供等により参加の促進を図る。

(2) 新規参入の獣医師に対しては、診療技術の習得のための研修に加え、適切な診断や治療のために不可欠な飼育者とのコミュニケーション能力の向上のための研修会への参加の促進を図る。

(3) 集団管理衛生技術、農場経営指導、農場 HACCP 等に対応する実践的な技術の習得のため、農林水産大臣が指定する研修施設等における管理獣医師養成のための専門性の高い研修会への参加の促進を図る。

2 公務員分野

(1) 県は、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び家畜伝染病の診断技術等の習得を目的とした技術研修会・講習会等に職員を参加させ、最新の獣医療技術の習得に努める。また、講習会等の参加者は、地域の獣医師、生産者等に対する技術・知識の普及に努め、地域にお

ける獣医療技術の向上を図る。

- (2) 豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生に備え、技術研修会・防疫訓練等を定期的実施し、関係者の技術の向上と意識の統一を図る。

3 小動物分野

- (1) 県獣医師会等は、新規参入の獣医師に対して、診療技術の習得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、獣医療に関する法令についての研修会への参加の促進を図る。
- (2) 基礎的な診療技術に関する研修会は、診療経験のある獣医師にとっても高いニーズがあることから、県獣医師会等は、各種研修会・学会等の開催状況の情報提供を行い、参加の促進を図る
- (3) 県獣医師会等は、専門分野別の知識・技術の向上を図るため、各種研修会や講演会の開催を促進するとともに、各種研修会・学会等の開催状況の情報提供を行い、参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生、公衆衛生、動物愛護等に関する行政分野において、地域の獣医療の状況把握に努めるとともに、獣医療に対する監視指導体制の整備について検討を促進する。

2 飼育者の衛生知識の普及・啓発等

(1) 産業動物分野

県は、家畜伝染病予防法において規定された飼養衛生管理基準の遵守について指導を徹底するとともに、食品の安全性向上の観点から、動物用医薬品の適正使用等について知識・技術の普及・啓発を行う。また、県は、公益社団法人静岡県畜産協会等と連携し、ワクチン接種等による自衛防疫活動の指導、推進を図る。

(2) 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の健康管理のための衛生知識、愛玩動物看護師の役割の普及・啓発、人獣共通感染症予防に関する情報提供等を行う。また、学校飼育動物の保健衛生指導、野生動物の保護及び災害時の救護等により社会貢献活動を推進する。

県獣医師会等は、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図るとともに、獣医療に関する相談窓口の明確化について、検討を促進する。

3 広報活動の充実

県獣医師会等は、ホームページ、広報誌等を利用して獣医療に係る情報等を提供することにより、県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の普及・啓発に努める。

4 診療施設の整備

本計画に基づき診療施設の整備を推進する場合、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について活用を図る。

5 野生鳥獣への対応

県は、動物保護の観点から、動物園等の協力のもと、傷病野生鳥獣の保護収容に努める。